

春日井市告示第 23 号

春日井市勝川駅前地下駐車場条例（平成 9 年春日井市条例第 46 号）第 3 条の 2 第 1 項及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例（平成 14 年春日井市条例第 20 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により春日井市勝川駅前地下駐車場及び春日井市勝川駅南口立体駐車場の指定管理者を指定したので、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年春日井市条例第 28 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 23 年 1 月 20 日

春日井市長 伊 藤 太

1 指定管理者の名称及び住所

勝川開発株式会社

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 指定した団体を適当と認めた理由

利用者のサービスの向上及び管理の業務に係る経費の縮減の観点から、最も適切であると認められるため